解散公告

当社は、平成二十一年七月二十九日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

長崎県西海市崎戸町蠣浦郷一八一一番地三

合同会社馬場熊夫商店

清算人　馬場　利夫

解散公告

当社は、平成二十一年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

熊本市神水二丁目一二番一一号

三ツ矢住宅販売株式会社

代表清算人　松島　敬一

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川五七八番地一

有限会社恵和農産

代表清算人　柴　賢悟

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

静岡県島田市横井三丁目九番二三号

特定非営利活動法人Ｂ・Ｙ・Ｏ

清算人　浦川　真

解散公告（第一回）

当法人は、宗教法人令第一次改正附則第四項の規定により、昭和二十一年八月二日に解散したものと看做され解散しておりますので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

静岡県富士宮市村山三六六番地

宗教法人神明宮

清算人　金森　秀吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

福井市西開発四丁目二〇二番一

財団法人福井県町村自治振興協会

代表清算人　杉本　博文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

大阪府堺市美原区小平尾四一四番地

特定非営利活動法人Ｓａｎｓ　Ｆｒｏｎｔｉｅｒｓ美原

清算人　松本　正

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十一月十三日千葉県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

千葉県八千代市村上南一丁目一番地八

八千代市辺田前土地区画整理組合

代表清算人　安原　義孝

解散公告（第三回）

当特例財団法人は存続期間の満了により、平成二十一年十月一日をもって解散したので、当特例財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番六号日本工業倶楽部五階松本法律事務所内

財団法人松本烝治記念財団

代表清算人　小野　傑

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

長野県長野市大字南長野県町五八四

ＮＰＯ法人二〇〇五年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野

清算人　保科　正之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

大阪府富田林市高辺台二丁目一一番一六号

特定非営利活動法人エヌ・ピー・オー・フィフティ・ネット

清算人　片岡　慶子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十一年十一月一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

大阪府岸和田市岸城町七番一号

財団法人岸和田市中小企業振興会

代表清算人　根来　慶悟

配当公告

愛知県大府市追分町二丁目二八四番地

破産者　明和包装株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第八三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七九、一七八、一一〇円

一、配当することのできる金額

金三五、七一〇、七七五円

平成二十一年十一月三十日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事丸の内ビル六階

破産管財人　清水　綾子

配当公告

香川県丸亀市富士見町五丁目一九番一一号

破産者　株式会社エスジーコーポレーション

右の者に対する高松地方裁判所丸亀支部平成二十一年（フ）第四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五四、五四七、七〇七円

一、配当することのできる金額

金一〇、七三一、九七七円

平成二十一年十一月三十日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階

破産管財人　籠池　信宏

配当公告

香川県三豊市高瀬町上麻三五一七番地の一

破産者　第一冷凍食品株式会社

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十一年（フ）第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七九七、九三一、六〇八円

一、配当することのできる金額

金一五三、四一〇、一九九円

平成二十一年十一月三十日

高松市寿町二丁目二番一〇号　高松寿町プライムビル八階

破産管財人　弁護士　阿部　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜一一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安保　治彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月三十日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎